

國學院大學學術情報リポジトリ

漢文史料に基づく安史の乱以後のマニ教の再検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-19 キーワード (Ja): マニ教, 回鶻, マニ教弾圧, 外交関係, マニ教寺院 キーワード (En): 作成者: 王, 南迪 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000305

漢文史料に基づく安史の乱以後のマニ教の再検討

王 南 迪

論文要旨

マニ教は三世紀にサーサーン朝ペルシアのマニによって創始された折衷宗教である。安史の乱以後、反乱鎮圧に協力した回鶻がマニ教を信奉したために、唐の正史にもマニ教に関する記録が増えるが、回鶻が壊滅した会昌年間にはマニ教が武宗によって厳しく弾圧された。マニ教弾圧の史料に関する先行研究では、多かれ少なかれ回鶻の存在の重要性に注意していたが、回鶻の状況とマニ教の境遇とを時間軸で具体的に対比することは試みられていなかった。本稿はこの時間軸を整理することで、八世紀と九世紀の唐代中国に西方より伝来したマニ教が、当時の唐国内においてどのように扱われていたのか、とく

に安史の乱以後の唐と回鶻との外交関係におけるそのあり方について、伝存する漢文史料を用いて究明しようと試みる。この時期の正史にはマニ教寺院の記録があるが、疑問点も多い。本論では、これまでに気づかれなかった疑問点を列挙し、通説のようにマニ教が回鶻の支持を得て唐全域で布教されたわけではなく、回鶻の信仰する宗教として中原中心に存在していたことを指摘したい。

【キーワード】 マニ教 回鶻 マニ教弾圧 外交関係
マニ教寺院

はじめに

周知のように、マニ教は開元二十(七三二)年に玄宗の禁教令に遭遇したが、東方への布教を放棄せずに機会を待ち、安史の乱の最

中によりやく回鶻の牟羽可汗と会う機会を得て、回鶻に信仰された。九世紀初頭にマニ教が回鶻の国教になったとなると、マニ僧は唐と回鶻との間の外交活動に参加し始め、マニ教と緊密に関係するソグド人もマニ教寺院に財産を奉納して保管し続けていた。そのため、唐代三夷教の他の二つの宗教、景教と祆教は会昌五（八四五）年に弾圧されたが、マニ教に対する弾圧はそれより三年早く、会昌二（八四二）年から会昌三（八四三）年に終了した。

マニ教のあり方に関する先行研究の中で、シャヴァンヌ氏・ペリオ氏の「摩尼教流行中国考」と陳垣氏の「摩尼教入中国考」はマニ教に関する漢文史料を大量に集め、延載元（六九四）年のマニ教最初の伝来、開元七（七一九）年に吐火羅王が慕闍を献じた史実、開元二十（七三二）年にマニ教を禁断した史実、そして安史の乱以後の回鶻のマニ教改宗、回鶻の保護下でのマニ教寺院の建立、マニ教徒が回鶻の使節として唐を訪れた史実、回鶻が衰微した後で唐が直ちにマニ教を弾圧した史実について述べている。以後の研究は主にこの両篇を基礎にし、夷教としてのマニ教の唐代における地位及びマニ教寺院建立の目的と、マニ教に対する厳しい弾圧の理由について議論している。回鶻がマニ教を尊重する前には、マニ教は祆教のような強力な移民基盤を持っていなかったが、景教と比べても信徒は少なかつた。マニ教寺院は、九世紀以前では商胡の多い江南地域に主に建立を許されていたが、九世紀以後では洛陽・太原など政治・軍事的要地に置かれた。回鶻が安史の乱で唐を助けた功績により治外法権的地位を得て、その功績を楯に商行為どころか掠奪行為など恣まに行動したので、回鶻の勢力が滅びた後、回鶻に頼ったマニ教が大きな打撃を受けたのは当然であると考えられる。

筆者はマニ教に関する漢文史料を調べるうち、安史の乱以後の唐本土のマニ教に関する漢文史料はすべて回鶻と関係があり、しかもほとんど回鶻としか関係せず、さらにマニ教徒に関する記録はほとんど唐と回鶻の間の外交活動に関連する、という興味深い事実を見出した。しかし先行研究では、唐と回鶻との外交とマニ教のあり方との関係には特に触れていない。そこで本稿は回鶻を中心とし、安史の乱以後の唐と回鶻との政治外交的状况とマニ教の状況を重ね合わせて考える。その上で、先行研究で言及されていなかったマニ教寺院に関する以下の三つの問題、即ち①大暦三（七六八）年のマニ教寺院の建立場所は長安とは限らない、②元和元（八〇六）年に長安でマニ教寺院が建立された可能性、③元和二（八〇七）年には何ヶ所のマニ教寺院が建てられたか、という三点について自己の見解を提示する。

本稿は安史の乱が終息した広徳元（七六三）年から八世紀末までを第一章、回鶻がマニ教を国教とした九世紀初から開成四（八三九）年の回鶻崩壊までを第二章、武宗即位（八四〇）から会昌三（八四三）年に唐国内のマニ教徒がすべて殺されるまでを第三章とし、時系列的に史料を検討して、安史の乱以後のマニ教のあり方・変遷についての全体像を把握する。以下、各章には小見出しを立て、関係史料を提示した後に考察を記す形で論を展開したい。

第一章 安史の乱の後から八世紀末までの唐代マニ教

広徳元（七六三）年…牟羽可汗は洛陽にいたマニ僧と一緒に回鶻に戻った。

牟羽可汗がマニ教へ改宗した経緯は、『九姓廻鶻愛登里囉汨沒蜜施合毗伽可汗聖文神武碑』（以後『九姓廻鶻可汗碑』と略記）に記録されている。

史料一 『九姓廻鶻可汗碑』⁽¹¹⁾

法師將睿息等四僧入國。闡揚二祀。洞徹三際。況法師妙達明門。（後略）

法師は睿息ら四人の僧を率いて入国した。二祀を広めて三際に通暎した。その上、法師は明門に達する。（後略）

この「二祀」と「三際」はマニ教の二宗三際の教義であり、「明門」はマニ教の別称である。牟羽可汗は宝応元（七六二）年から広徳元年まで洛陽に滞在し、広徳元年に洛陽から一名のマニ教高僧と睿息ら四人のマニ僧と一緒に回鶻に戻った。⁽¹²⁾

大暦三（七六八）年…唐に最初の大雲光明寺を建立したが、その場所は不明である。

史料二 『資治通鑑』卷三三七・憲宗・元和元（八〇六）年条「是歲、回鶻入貢。始以摩尼偕來、於中國置寺處之」の胡三省注

按唐會要⁽¹³⁾十九卷、回鶻可汗王令明教僧進法入唐。大暦三年六月二十九日、勅賜回鶻摩尼、爲之置寺、賜額爲大雲光明。

唐會要十九卷によると、回鶻の可汗は明教僧を法の普及のために入唐させた。大暦三年六月二十九日、回鶻の摩尼に勅を賜り、摩

尼の為に寺院を建立し、大雲光明という寺額を賜った。

史料三 『大宋僧史略』 卷下・大秦末尼（原注 胡神也。官品令有祇正） 大曆三年条

大曆三年六月、勅迴紇置寺、宜賜額大雲光明之寺。

大曆三年六月、迴紇に勅して寺院を建立し、宜しく大雲光明之寺の額を賜るべし、と述べた。

大曆三年の大雲光明寺の建立に関する記録では、『資治通鑑』の胡三省注も『大宋僧史略』も具体的な建寺場所は記録していない。以下の『仏祖統紀』の大曆三年の寺院建立に関する記録では、今回の寺院は江南地域に建立された。

史料四 『仏祖統紀』 卷五四・事魔邪党

大曆三年勅回紇及荆・揚等州奉末尼各建大雲光明寺。

大曆三年、回紇及び荆・揚等州に末尼を信奉するものに勅し、各々大雲光明寺を建立する、と述べた。

『仏祖統紀』のこの記録は大曆六（七七二）年の記録（後の史料八）と混淆した可能性があり、さらに検討する必要がある。ただし、これまでの先行研究では、大曆三年に大雲光明寺が長安に建立されたことを認めている。しかし、現在残されている漢文史料には、大曆三年にマニ教寺院が長安に建てられることを明確に示す記録はない。

『唐国史補』^{〔四〕}には「京師は之の為に寺を立つ」という記録がある。おそらく先行研究では、この「京師は之の為に寺を立つ」が大曆三年の建寺を指している、と推定しているのであろう。

史料五 『唐国史補』 卷下・大摩尼議政

回鶻常與摩尼議政、故京師爲之立寺。（中略）其大摩尼數年一易、往來中國、小者年轉。江嶺西市商胡囊、其源生於回鶻有功也。

回鶻は常に摩尼と政務を議論し、故に京師は摩尼の為に寺院を建立した。（中略）其の大摩尼は数年ごとに一回交替し、小者は年ごとに中国との間で移動する。江嶺の西市の商胡の存在は、回鶻の功績にその淵源がある。

『唐国史補』には長安のマニ教寺院が何年に建立されたのかは記録されていない。このまま大曆三年のマニ教寺院の建立は長安にあったと考えるのは不安である。その上、『資治通鑑』の元和元（八〇六）年の記録には「中國に寺を置き之を處す」とあるが、何処に寺

院を建立したのかは具体的に明記されていない。

史料六 『資治通鑑』卷二二七・憲宗・元和元年条（史料二の胡三省注の本文）

是歲、回鶻入貢、始以摩尼偕來、於中國置寺處之。

この歳、回鶻は入貢し、初めて摩尼とともに来て、中国に寺院を建立して摩尼を落ち着かせた。

『唐国史補』の著者李肇は元和の初めに当時の江西觀察使に従って働いていた。^(二五)よって、元和元年に李肇がマニ教寺院について記録することも可能であり、長安のマニ教寺院は元和元年に建立された可能性もあると考える。

大曆六（七七二）年…江南地域の大雲光明寺を建立した。

史料七（史料二と接続） 『資治通鑑』卷二二七・憲宗・元和元年条「是歲…於中國置寺處之」の胡三省注

六年正月、勅賜荆・洪・越等州、各置大雲光明寺一所。

六年正月、勅して荆・洪・越等州に賜り、各々一か所の大雲光明寺を建立させた。

史料八（史料四と接続） 『仏祖統紀』卷五四・事魔邪党

六年回紇請荆・揚・洪・越等州置摩邪寺。^{ママ(二六)}

六年、回紇は荆・揚・洪・越等州に摩邪寺を建立することを請求した。

大曆六年に建立された大雲光明寺について、『資治通鑑』の胡三省注には荆州・洪州・越州等とあり、『仏祖統紀』卷五四には揚州もある。長安の後すぐに江南地域に寺院を建立したとしても、最初から江南地域に寺院を建立したとしても、西域伝来のマニ教の布教という観点からは理解し難いが、ソグド商人（商胡）の利益とは十分に合致していたと考える。これについて、既に王媛媛氏は、大曆六年に大雲光明寺の置かれた荆・揚・洪・越などの州はまさに商胡が活躍していた地域であり、マニ教寺院の建設地の選定は表面上は回鶻のためであったが、実際にはソグド人マニ教徒の意向が働いていた、^(二七)と指摘している。

同じく大曆六年正月、回鶻は長安で恣まに悪事を働いた。

史料九 『旧唐書』卷一九五・列伝一四五・迴紇、大曆六年条

大曆六年正月、迴紇於鴻臚寺擅出坊市、掠人子女、所在官奪返毆、怒以三百騎犯金光門・朱雀門。是日、皇城諸門盡閉、上使中使劉清潭宣慰、乃止。

大曆六年正月、迴紇は勝手に鴻臚寺から坊市へ出て、子女を略奪した。当地の官府が奪い返すと（迴紇は）怒り、三百人の騎馬で金光門（長安外城西側中央の門）・朱雀門（皇城南側中央の門）に侵入した。この日、皇城の各門をすべて閉じた。皇帝が中使劉清潭を派遣してなだめたから、迴紇はようやく止めた。

以上の史料九では、大曆六年正月に回鶻は勝手に坊市で少年少女を略奪した。地元の官員が少年少女を奪還した後、回鶻は三百騎で金光門と朱雀門とに侵入した。皇帝（代宗）は中使劉清潭を派遣して回鶻を慰め、この騒乱を静めた。

さらに、史料九に続く記録では、大曆年間に回鶻が続けて長安で横暴を働いたが、唐の官吏はこれを拘束できずにおり、乾元（七五八～七六〇）以後の絹馬貿易でも回鶻が唐を圧倒した。

史料十（史料九と接続） 『旧唐書』卷一九五・列伝一四五・迴紇伝、大曆七（七七二）年条

七年七月、迴紇出鴻臚寺、入坊市強暴、逐長安令邵説於含光門之街、奪説所乘馬將去。説脱身避走、有司不能禁。八（七七三）年十一月、迴紇一百四十人還蕃、以信物一千餘乘。迴紇恃功、自乾元之後、屢遣使以馬和市繒帛、仍歲來市、以馬一匹易絹四十四匹、動至數萬馬。其使候遣繼留於鴻臚寺者非一、蕃得帛無厭、我得馬無用、朝廷甚苦之。

七年七月、迴紇は鴻臚寺から出て、坊市に入って乱暴を働き、含光門の街で長安令邵説を追いかけ、邵説が乗る馬を奪って去ろうとした。邵説は避けて逃げ出し、官吏は迴紇の暴行を抑止できなかった。八年十一月、迴紇の一百四十人は帰国したのに、一千以上の信物を馬に乗せて帰った。迴紇は功績を笠に着て、乾元以後、しばしば使者を派遣して馬と繒帛とを交換した。毎年（絹馬）貿易をして、一匹の馬を四十四匹の絹と交換し、動もすると数万匹の馬を交換した。次の派遣を待つて使者が鴻臚寺に留まり続けることは一再ならず、迴紇はいくらでも帛を入手しようとするが、我々は馬を手に入れても何の役にも立たず、朝廷は甚だ苦慮していた。

長安で回鶻が狼藉の限りを尽くしても規制されなかったことも、唐と絹馬貿易を強行して利益を得たことも、唐が安史の乱以後に回鶻に妥協したことを示している。唐がそれまで受け入れなかったマニ教の中原地区での布教を許したのも、回鶻に対する妥協の産物であった。そのため、この時期の寺院建立に唐が積極的な布教の意図のないことは明らかである。

貞元十五（七九九）年…マニ僧と陰陽術士とが共に祈雨した。

史料十一 『冊府元龜』 卷一四四・帝王部・弭災二、德宗・貞元十五年条

四月、以久旱令陰陽術士陳混嘗・呂廣順及摩尼師祈雨。^{〔二九〕}

四月、旱魃が久しく続いたので、陰陽術士陳混嘗・呂廣順及び摩尼師に祈雨させた。

大暦六年のマニ教寺院建立から八世紀の終わりまで、漢文史料におけるマニ教に関する記述はこの貞元十五年の雨乞い一例のみである。すでに先行研究でこの間の宗教活動の中断の理由は、マニ教を支持している牟羽可汗が頓莫賀達干の反乱で殺害されたことであると指摘されている。^{〔二九〕}

史料十二 『旧唐書』 卷一九五・列伝一四五・迴紇、德宗

德宗初即位、使中官梁文秀告哀於迴紇、且修舊好、可汗移地健不爲禮。而九姓胡素屬於迴紇者、又陳中國便利以誘其心、可汗乃舉

國南下、將乘我喪。其宰相頓莫賀達干諫曰、唐、大國也、且無負於我。（中略）可汗不聽。頓莫賀乘人之心、因擊殺之、并殺其親

信及九姓胡所誘來者凡二千^{〔三〇〕}人。

德宗即位の直後、中官梁文秀を派遣して迴紇に国喪（代宗の崩御）を伝え、元の友好関係を維持しようとしたが、可汗移地健は礼儀を示さなかった。その上、もともとから迴紇に属している九姓胡は中国の便利を述べて可汗の心を誘い、可汗は国を挙げて南下して我が国喪に付け込もうとした。迴紇の宰相頓莫賀達干は諫めて、唐は大国で我が国に背いていない、と言った。（中略）可汗は聞かず、頓莫賀は人の（不満の）心をとらえて可汗を殺し、可汗の親信及び九姓胡に誘われて来た人と合わせて二千人を殺した。

以上のように、建中元（七八〇）年（德宗即位の年）には頓莫賀達干が牟羽可汗を殺して自ら可汗になった。牟羽可汗の庇護を失っ

た後、九世紀の初めに回鶻の国教になったまで、漢文史料にはマニ教は陰陽術士と共に雨乞いをしたという記録しか残っていない。さらに、九世紀以前にマニ教は回鶻の国教にならなかっただけでなく、当時の回鶻社会とは相容れない厳しい戒律を有して頓莫賀達干らに反対された。^(三二)そこで、九世紀までのマニ教の唐での布教は、安史の乱の功績によって回鶻が唐でマニ教を広めたというより、牟羽可汗が自身の信仰のためにマニ教の布教を助けたものであったと考えられる。

以下、安史の乱以後から九世紀前までのマニ教伝播が牟羽可汗の個人的な願いによるものであったことを、①牟羽可汗を説得するマニ教僧人はソグド人である、②江南地域のマニ教寺院はソグド人のために建立された、③ソグド人は長い間牟羽可汗の保護を受けていた、という三点に分けて説明したい。

『九姓廻鶻可汗碑』（史料一）では、牟羽可汗がマニ教に改宗した経緯を記している。牟羽可汗は広徳元（七六三）年に洛陽から一名のマニ教高僧と四人のマニ僧を回鶻に連れ戻したが、その中の一人のマニ僧の名は睿息である。睿息の出身については、先行研究で見解が分かれている。吉田豊氏は『閩書』に記録された慕闍の高弟としての弘多誕^(三三)「密烏没斯」と比較すると、「睿息」は名前から見ても中国人であったと考えるのが自然である、とする。^(三四)王媛媛氏も睿息が中原人であったことを認める。^(三五)しかし林悟殊氏は、睿息が九姓胡であったと想定することでしか後の九姓胡の牟羽可汗に対する大きな影響力を説明できないと述べ、睿息は九姓胡（ソグド人）である^(三六)と考える。本論も睿息をソグド人とみる方が妥当であると考え。理由として、単にソグド人が牟羽可汗に与えた影響が非常に大きいからだけではなく、この時期にはマニ教が解禁されていなかったため、睿息が漢人であれば彼は合法的な身分を持っていなかったことになる点^(三七)が挙げられる。『九姓廻鶻可汗碑』の記述「法師は睿息等四僧を將いて入國す。二祀を闡揚して三際を洞徹す。況んや法師は明門に妙達す」から考え、このような高僧が連れていく睿息は単に民間組織に所属していた可能性は低かったと考えられる。

そして、江南地域のマニ教寺院は前述したように、完全にソグド人がより便利に商売をするためのものであった。つまり、江南地域のマニ教寺院はソグド人の商売のために建てられており、ソグド会館のイメージがある。さらに、牟羽可汗はソグド人との関係が非常に近いことから、江南地域のマニ教寺院は牟羽可汗がソグド人のために唐に建立を要請したものと推測される。

その上で、牟羽可汗のソグド人に対する保護は次の史料十三から見るができる。

史料十三 『新唐書』卷二二七上・列伝一四二上・回鶻上、徳宗

始回紇至中國、常參以九姓胡、往往留京師、至千人、居貨殖産甚厚。(中略)已而聞頓莫賀新立、多殺九姓胡人、懼不敢歸、往往亡去、突董察視嚴亟。

最初に中国に來た回紇人にはよく九姓胡が混ざっていて、しばしば京師に留まり、滞在人数は千人に達し、財産が非常に豊富であった。(中略) そのうちに(九姓胡は)頓莫賀が新しく可汗になって多くの九姓胡の人が殺されたことを聞き、恐れて帰国しようと思わず、しばしば逃亡した。これに対して突董は極めて厳しく査察した。

史料十三は建中元年の記録である。^(二六) 牟羽可汗の在位中の大暦年間には、回鶻及び混在していた九姓胡は中国を横行していた。九姓胡は商売で有名なソグド人である。「始めて回紇は中國に至り、常に九姓胡を以て參わる」の一文から見て、これ以前に中国に來た回鶻人に交じていた九姓胡は商売に従事していた。牟羽可汗が倒れたと聞いた彼等が帰国を望まなかったという記述から、長い間ソグド商人は牟羽可汗の保護を受けていたことが分かる。その上、史料十二の「而るに九姓胡の素より迴紇に屬する者は、又た中國の便利を陳べて其の心を誘い、可汗乃ち國を擧げて南下し、將に我が喪に乗せんとす」の一文に分かるように、平素から回鶻にいるソグド人は牟羽可汗を唆して代宗の崩御に乗じて唐を攻撃させ、牟羽可汗はソグド人の話に従って南下した。換言すれば、牟羽可汗が國家の大事件を決定する際に、ソグド人の意見も聞いていたのである。そして、史料十二の「頓莫賀は人の心に乘じ、因りて之を擊殺し、並びに其の親信及び九姓胡の誘いて來たる所の者凡そ二千人を殺す」から見ると、牟羽可汗が殺された後、多くのソグド人と關係ある者も殺された。

牟羽可汗がマニ教を信仰することを説得したマニ教僧人はソグド人であり、大暦間に建立したマニ教寺院はほとんどソグド人のために建てられた。同時に、牟羽可汗は回鶻国内にいたソグド人を保護し、ソグド人の意見を聞いて國家の大事件を決定してきた。そのため、九世紀までにマニ教が唐で伝播したのは、主に牟羽可汗個人の信仰と願望によるものであったと推測される。そして、建中元年に牟羽可汗が殺害された後の漢文史料におけるマニ教の宗教活動に関する記録の中断も、この時期の唐でのマニ教伝播が完全に牟羽可汗個人の願いによるものであったことを証明している。

第二章 九世紀初から回鶻崩壊までの唐代マニ教

安史の乱以後のマニ教のあり方は、回鶻国内の状況と緊密に結びついてきた。唐側はマニ教を一貫して回鶻の政治経済的な利益の象徴と見なしたが、実際には九世紀になってからマニ教は漸く回鶻の国家利益の象徴となったと見なされる。

貞元十九（八〇三）年…マニ教は回鶻の国教となった。

マニ教が回鶻の国教になった時点について、安部健夫氏は懐信可汗が貞元十九年に高昌に行き、現地のマニ教高僧と交渉したことを契機とした、と述べる。^{〔二七〕}この解釈は後の学者に認められ、懐信可汗がマニ教を回鶻の国教として復興した論拠とされる。^{〔二九〕}

本論はマニ教が貞元十九年に回鶻国教になったという説に同意する。少なくとも、史料六の元和元年の「回鶻入貢す。始めて摩尼と偕に來たる」以前にマニ教は回鶻の国教となっていたのである。

元和元（八〇六）年…マニ僧が初めて回鶻の使節として来朝した。

史料十四 『新唐書』卷二七上・列伝一四二上・回鶻上、憲宗

元和初、再朝獻、始以摩尼至。（中略）摩尼至京師、歲往來西市、商賈頗與囊橐爲好。

元和の初め、再び朝貢し、初めて摩尼が至った。（中略）摩尼は京師に至ってから、毎年、西市に往来し、商賈はつねに荷物を持つもの（囊橐即ち摩尼）と悪事を働いた。

（前掲）史料六 『資治通鑑』卷二二七・憲宗・元和元年条

是歲、回鶻入貢、始以摩尼偕來、於中國置寺處之。

この歳、回鶻は入貢し、初めて摩尼とともに来て、中国に寺院を建立して摩尼を落ち着かせた。

『新唐書』回鶻伝上に記録する「始めて摩尼至る」の「始」字について、林悟殊氏は、この「始」はマニ教が唐で布教を開始したこ

とではなく、マニ僧が回鶻政府の代表として初めて外交使節と共に中国に来たことを示す、と述べる^(三〇)。本論は林氏の観点に基づき、『資治通鑑』卷二三七（史料六）の記録を「この歳、回鶻は始めてマニ教僧侶とともに入貢した」と理解し、ここの「始」はマニ僧最初の国使としての入朝を示す、とする。

元和初から漢文史料にマニ教に関する記録が増え、しかもほとんどは唐に来た使節と関連している。九世紀以前のマニ信者が唐を往来していた頃は、寺院を拠点に商売をしていたと考えられるが、九世紀以後のマニ僧は外交官としての身分を持ち、唐での地位はさらに高くなった。ただし、ソグド人の商売は数十年間ずっと継続していた。

元和二（八〇七）年…洛陽と太原とのマニ教寺院を建立した。

史料十五 『冊府元龜』卷九九九・外臣部四四・請求、元和二年条

元和二年正月庚子、迴鶻使者請於河南府・太原府置摩尼寺三所、許之。^(三一)

元和二年正月庚子、迴鶻の使者は河南府・太原府で三か所の摩尼寺を建立することを請求し、この請求は許可された。

史料十六 『白氏長慶集』卷四〇・翰林制詔四「與回鶻可汗書」

其東都・太原置寺、已令人勾當、事緣功德、理合精嚴。又有彼國師僧、不必更勞人檢校。（中略）所令帝德將軍安慶雲供養師僧、請住外宅、又令骨都祿將軍充檢校功德使、（中略）並依來奏、想宜知悉。内外宰相及判官摩尼師等、並各有賜物、至宜準數分付。

東都洛陽と太原に寺院を置くことについては、既に差配させた。事は宗教の功德に関わるので、理として寺院は莊嚴であるべきである。そちらの国の僧侶がいるので、他の人（唐の人）に点検させる必要はない。（中略）帝德將軍の安慶雲に僧侶を供養させ、外宅に住まわせる、という請求、また骨都祿將軍を臨時の檢校功德使に当てること、（中略）については、いずれも奏請の通りにしたので、宜しく承知してほしい。内外宰相及び判官や摩尼師等にもそれぞれ賜物があるので、基準に従って配布するように。

『冊府元龜』卷九九九の記録では、唐は元和二年に回鶻が河南府・太原府にマニ教寺院を建立する請求を許可した。しかし、『冊府元龜』の「三所」の意味は明らかではない。河南府と太原府と合わせて三ヶ所なのか、或いは河南府と太原府とはそれぞれに三ヶ所ある

ということなのか、現在のところ史料から結論を出すことはできない。これまでの先行研究でもこの問題に言及していない。祇教では長安に六ヶ所の寺院があった故、本論は河南府と太原府とそれぞれ三ヶ所のマニ教寺院があった可能性が高いと考える。

『白氏長慶集』の「與回鶻可汗書」の「東都（洛陽）・太原」は、『冊府元龜』の「河南府・太原府」と同じところであったと考える。^(三三)「又た彼國の師僧有り、必しも更に人を勞して檢校せず」という記述から、唐朝廷はマニ教寺院の建立に介入しようせず、マニ教寺院に興味をほとんど持っていなかったと考えられる。そして、この詔書に登場するマニ教と関連する人物について、「安慶雲」はソグド人、「骨都祿」は回鶻人である。^(三四) 今回の洛陽と太原のマニ教寺院も主に唐にいた回鶻人とソグド人のために建立されたと推測できる。

元和八（八一三）年・外交官としてのマニ僧、また回鶻は唐の辺境で騷擾を起こした。

史料十七 『旧唐書』卷一九五・列伝二四五・迴紇、元和八年条

十二月二日、宴歸國迴鶻摩尼八人、令至中書見宰臣。先是、迴鶻請和親、（中略）以摩尼爲迴鶻信奉、故使宰臣言其不可。^(三五)

十二月二日、帰国する八人の迴鶻の摩尼のために宴会を開き、（摩尼を）宰臣に会いに中書に行かせた。この前に迴鶻は和親を請求し、（中略）摩尼が迴鶻に信奉されるために、宰臣から（摩尼に）和親を不可とすることを伝えた。

元和八年の記録に、唐はまもなく帰国するマニ僧のために宴席を開き、回鶻側からの和親請求に対する拒否は、マニ僧に伝えられた。同年、回鶻の数千人の騎兵が唐の鶻鵠泉境界を侵した。

史料十八 『旧唐書』卷一九五・列伝二四五・迴紇、元和八年条

是歲、迴鶻數千騎至鶻鵠泉、邊軍戒嚴。

この歳、迴鶻の数千人の騎兵は鶻鵠泉に至り、辺境の軍隊は警備を厳しくした。

元和九（八一四）年・外交官としてのマニ僧、唐は外交面で回鶻に威厳を示そうとした。

次の史料十九は元和九年のことを記している。^(三六) 王鏐は河東で回鶻がマニ僧を連れて入朝することに出くわし、回鶻に唐朝廷の威厳を

示した後、唐朝廷からの褒賞を受けた。

史料十九 『新唐書』卷一七〇・列伝九五・王鐔伝

會回鶻并摩尼師入朝、鐔欲示威武傾駭之、乃悉軍迎、延列五十里、旗幟光鮮、戈鎧犀密。回鶻恐、不敢仰視、鐔偃然受其禮。帝聞嘉之、即除檢校司空、同中書門下平章事。

回鶻と摩尼師が入朝することに出くわし、王鐔は威武を示して（回鶻を）嚇かそうとした。すなわち全ての軍隊を率いて迎え、（軍隊は）延々五十里、旗幟は輝いて戈甲は隙間なく並んだ。回鶻は恐れて見上げる勇気がなく、王鐔は悠然と回鶻の礼を受けた。皇帝はこのことを聞いて喜び、直ちに檢校司空・同中書門下平章事を授けた。

長慶元（八二一）年・外交官としてのマニ僧。

史料二十 『旧唐書』卷一九五・列伝二四五・迴紇、長慶元年条

五月、迴鶻宰相・都督・公主・摩尼等五百七十三人入朝迎公主、於鴻臚寺安置。

五月、迴鶻の宰相・都督・公主・摩尼らの五百七十三人は（和蕃）公主を迎えに入朝し、鴻臚寺に（五百七十三人を）落ち着かせた。

長慶元年の記録に、回鶻が唐に和蕃公主を迎えに来た時にマニ僧も同行し、しかも宰相・都督・公主と並んで記録された。回鶻との和親を拒否する決定をマニ僧に伝えたことから、回鶻が入朝して和蕃公主を迎えた時にマニ僧が同行したことからも、この時期のマニ僧が直接外交使節として回鶻の対外政務に参加していたことになる。つまり、マニ僧は回鶻の政治外交に密接に関わっていたため、唐側からは布教使というより外交官として見られたのである。

その翌年、唐は依然として外交的に弱い立場にあり、回鶻に計十九万匹の馬餽絹を与えざるを得ず、回鶻が国境で起こした騒乱を再び妥協で阻止した。

史料二十一 『旧唐書』卷一九五・列伝二四五・迴紇、長慶二（八二二）年条

二年二月、賜迴紇馬價絹五萬匹。三月、又賜馬價絹七萬匹。是月、裴度招討幽・鎮之亂、迴鶻請以兵從度討伐。朝議以寶應初迴紇收復兩京、恃功驕恣難制、咸以爲不可、遂命中使止迴紇令歸。會其已上豐州北界、不從止。詔發繒帛七萬匹賜之、方還。

二年二月、迴紇に馬價絹五萬匹を賜った。三月、また馬價絹七萬匹を賜った。この月、裴度は幽州・鎮州の乱の招討使になり、迴鶻は兵を率いて裴度に従って討伐するように請求した。朝廷は評議して、宝応の初め（七六二）に迴紇は兩京の回復に助勢したが、（以後）功績を笠に着て規制し難いので、皆な今回の申し出を不可とした。そこで、中使に命じて迴紇を止めて帰らせた。（中使は）迴紇がすでに豐州の北界に至っていたので、止めることはできなかった。詔して七萬匹の繒帛を發給して迴紇に賜り、迴紇はようやく帰った。

以上のように、この時期のマニ教徒は唐の正史記録に完全に外交官の形で現れている。そのため、唐側から見ると、九世紀以後のマニ教の布教活動もあまり積極的ではないと考えられる。したがって、後に回鶻が衰微していたことを知った後、唐はすぐにマニ教に対する弾圧を始めた。

第三章 武宗即位から会昌三年までの唐代マニ教

会昌二（八四二）年・回鶻に対する三点の文書。

唐のマニ教に対する最初の弾圧は、会昌二年の三点の文書、即ち二月の「賜回鶻書意」、四月或いは五月の「賜回鶻可汗書意」、八月の「論回鶻石誠直状」^(三七)を通じて見ることができる。

史料二十二 『会昌一品集』 卷五「賜回鶻書意」

朕二年以來、保護可汗一國、内阻公卿之議、外遏邊將之言。（中略）所求種糧、及安存摩尼、尋勘退渾・党項劫掠等事、并當應接處置、必遣得宜。

朕はこの二年に可汗の一国を保護し、朝廷では公卿の異論を抑え、朝廷の外では辺將の意見を抑制してきた。（中略）そちらの要

求する作物の種と食糧、及び摩尼を安全に滞在させること、退渾と党項の略奪等に対処することについては、しかるべく相応の措置を執り、必ず良い結果が得られるようにしよう。

次の史料二十三から、開成四（八三九）年に回鶻国内が乱れたが、唐側は武宗が即位した開成五（八四〇）年に告喪の使者を通じて回鶻の動乱を察知したことが分かる。

史料二十三 『新唐書』卷二一七下・列伝一四二下・回鶻下、開成四年条

開成四年、其相掘羅勿作難、引沙陀共攻可汗、可汗自殺、國人立廬駟特勒爲可汗。（中略）武宗即位、以嗣澤王溶臨告、乃知其國亂。開成四年、回鶻の宰相掘羅勿は反乱を起こして沙陀とともに可汗を攻撃し、可汗は自殺した。回鶻の人は廬駟特勒を可汗に立てた。（中略）武宗即位の際に嗣澤王溶を派遣して（回鶻に武宗の即位を）知らせ、そこで回鶻国内が混乱していることを知った。

よって、「賜回鶻書意」の「二年以來」は、武宗が即位した開成五年からこの文書が書かれた会昌二年二月までに該当すると考える。「摩尼を安存す」の「安存」は安らかに存置することと理解する。会昌二年二月の時点で回鶻国内は動乱の中にあり、唐から帰国するマニ僧を落ち着かせることができなかったので、回鶻は唐に滞在していたマニ僧をそのまま居させてほしいと要請した。史料五の『唐国史補』大摩尼議政には「其の大摩尼は數年一たび易え、中國に往來し、小者は年ごとに轉ず」という記録があり、史料十七の『旧唐書』迴紇伝には「歸國する迴鶻摩尼」の記録があり、毎年、回鶻のマニ僧が唐から帰国していたことがわかる。故に、この摩尼を安存するというのは、帰国すべきマニ僧を唐国内に安存させることと考える。

史料二十四 『会昌一品集』卷五「賜回鶻可汗書意」

摩尼教天寶以前、中國禁斷。自累朝緣回鶻敬信、始許興行、江淮數鎮、皆令闡教。近各得本道申奏。緣自回鶻破亡、奉法因茲懈怠、蕃僧在彼、稍似無依。（中略）朕深念異國遠僧、欲其安堵。且令於兩都及太原信響處行教、其江淮諸寺權停、待回鶻本土安寧、即却令如舊。

摩尼教は天寶以前、中国での布教を禁じられていたが、代々の皇帝は回鶻が摩尼教を敬信するために布教を許し、江淮の数鎮でも布教させることにした。最近、それぞれの本道の報告を手にしたが、回鶻の衰亡により、摩尼教の信仰心が薄くなり、回鶻の摩尼

僧の抛り所が無くなっている状況である。(中略) 朕は遠く異国からきた摩尼僧のことを念じて、ぜひ安堵させてやろうと思う。しばらく、長安・洛陽の二都と太原との信仰のある地域では布教を許し、江淮の諸寺院では一先ず活動を停止させ、回鶻の本土の情況が安定してから、もどおり江淮の諸寺院を再開させることとしよう。

「天寶以前に中國は禁斷す」は、開元二十年の禁教令を指している。この詔書は、マニ教が中国で布教することを許可したのは、回鶻がマニ教を信仰しているからであるとはつきりと明記している。そのため、回鶻国内が不穏になると、マニ教の宗教活動も不活発になる。この詔書から以下の二点も明瞭となる。即ち、①前引の「賜回鶻書意」の「摩尼を安存す」とこの詔書の「蕃僧彼に在りて稍や依る無きに似る」から、回鶻が唐の境内にいたマニ僧と緊密なつながりを保っていたと判断される。また、②回鶻はマニ教の唐での布教をずっと助けており、回鶻が力を失うとマニ教は独自に宗教活動を行うことができなかつた。つまり、唐代のマニ教は完全に回鶻に依存していた。「且く兩都及び太原の信嚮處に行教せしめんとす」の「信嚮」は信じて帰依すると理解する。江南地域のマニ教寺院は一時閉鎖されていたため、この時点で江南地域に滞在していたマニ教徒は北へ追いやられたと推測される。しかし、「回鶻本土の安寧を待ち、即ち却りて舊の如くせしむ」という一文から見ると、もし回鶻が本当に安定的な状況に回復すれば、江南のマニ教寺院を復活させることも不可能ではなかつたと考えられる。この時の唐朝廷はまだマニ教に存続の余地を残していた。回鶻が完全に敗滅しなかつたためである。

史料二十五 『会昌一品集』卷一四「論回鶻石誠直状」

况自今夏以來、兩度檢點摩尼回鶻、又寵待嚙沒斯至厚、恐誠直之徒、必懷疑怨。

さらに、今年の夏以来、回鶻の摩尼を二回調査し、また嚙沒斯に対して手厚くもてなしたので、おそらく石誠直のような人は疑いと恨みを懐くに違いない。

この状で省略した部分によれば、石誠直は会昌二年に唐に滞在中の回鶻人である。また、嚙沒斯は開成五(八四〇)年に唐に帰順した回鶻の特勤であり、種々の史料に名が見えている。以上の「論回鶻石誠直状」に見える「今夏自り以來、兩度摩尼回鶻を檢點す」の「今夏」は、まさに「賜回鶻可汗書意」の執筆時間に当たる。「檢點」を一々調べると理解すれば、会昌二年四月から八月までの間に、

唐が領域内の回鶻のマニ教徒の人数と唐在住の状況とを二回調査したと考えられる。この二回の調査は、一回は江南寺院を閉鎖した時に行い、もう一回は江南寺院を閉鎖した後に行ったと考える。ただし、二回細かく調べたのはすべて回鶻のマニ教徒であり、唐本土出身のマニ教徒については言及していない。

この三つの文書から、会昌二年に回鶻が衰微していた時に、唐政府はすでにマニ教弾圧の準備を行っていたことが分かる。二月には回鶻可汗と唐領域内のマニ教徒を落ち着かせることを約束し、四月（または五月）には江南地域のマニ教寺院を閉鎖し、八月になると唐国内のマニ教徒を二回取り調べた。回鶻の衰退とともにマニ教に対する弾圧も深まったと考えられる。

会昌三（八四三）年…東ウイグル帝国の大敗を確認した、本格的なマニ教弾圧。

史料二十六 『資治通鑑』巻二四七・唐紀六三、武宗、会昌三年正月条

庚子、大破回鶻於殺胡山、可汗被瘡、與數百騎遁去、雄（石雄）迎太和公主以歸。

庚子、回鶻を殺胡山に大破し、可汗は負傷して数百人の騎兵と逃げ去った。石雄は太和公主を迎えて帰った。

会昌三年正月、石雄は殺胡山で回鶻を打ち敗り、太和公主を迎え入れた。一方、回鶻の烏介可汗は負傷して逃げた。その後の出来事について、『旧唐書』武宗紀はマニ教弾圧の原因と手段とを最もはっきりと述べている。

史料二十七 『旧唐書』巻一八上・本紀一八上・武宗、会昌三年二月条

太原劉沔奏、「昨率諸道之師至大同軍、遣石雄襲迴鶻牙帳、雄大敗迴鶻於殺胡山、烏介可汗被創而走。已迎得太和公主至雲州。」是日、御宣政殿、百僚稱賀。制曰、「（前略）其迴紇既以破滅、義在翦除、宜令諸道兵馬使同進討。河東立功將士已下、優厚賞給、續條疏處分。應在京外宅及東都修功德迴紇、並勒冠帶、各配諸道收管。其迴紇及摩尼寺莊宅、錢物等、並委功德使與御史臺及京兆府、各差官點檢收抽、不得容諸色人影占。如犯者並處極法、錢物納官。摩尼寺僧委中書門下條疏聞奏。」

太原の劉沔が「この前は諸道の軍隊を率いて大同軍に至り、石雄を派遣して迴鶻の牙帳を襲撃した。石雄は殺胡山に迴鶻を徹底的に打ち負かし、回鶻の烏介可汗は負傷して逃げ去った。すでに太和公主を迎えて雲州に至った。」と上奏した。この日、皇帝は宣

政殿に行き、百官は喜び祝う。制を発して言った。「(前略) 迴紇はすでに破滅したが、徹底的に消滅すべきである。諸道の兵馬使を共に回鶻討伐に進ませるべきである。河東の功を立てた將士に対しては厚く賞し、順に一人ずつ書き並べて処理する。京外宅及び東都に在る迴紇の修功德使は冠帯を備えさせ、各々諸道に配して管理させる。迴紇及び摩尼寺の邸宅や金銭などについては、功德使と御史台及び京兆府に委ね、それぞれ人を派遣して点検して没収し、一般の人の占有は許さない。違反者がいれば、すべて厳しく法律で処分し、財物は官府のものにする。摩尼寺の僧侶は中書・門下に委ね、一人ずつ書き並べて上奏せよ」と。

会昌三年二月、劉沔の上奏文を受け取ったと、武宗は即日百官にこの事情を知らせ、さらに李德裕に「討回鶻制」を書かせた。この経過を踏まえると、マニ教を弾圧した理由は明らかに徳宗の制の「其の迴紇既に破滅せるを以て、義は翦除に在る」の一文にある。唐政府にとってマニ教への弾圧は回鶻を討伐する政策の一部であったと判断できる。

「應に京外宅及び東都に在りて修功德の迴紇の並びに冠帯を勒するは、各おの諸道に配して收管すべし」の「外宅」は別宅であり、小野勝年氏は「皇城の外の外夷接待のところと解すると、礼賓院の俗称かとも考えられる」とする。^(三二九)「修功德の迴紇」は回鶻の修功德使と理解する。「冠帯」は冠冕を戴き紳帯を着ける身分、官吏の比喩である。長安の外宅と洛陽でのマニ教の修功德使は、律令官制中の官員の身分を与えられた一方、各地に配属されたことが分かる。

「其の迴紇及び摩尼寺の莊宅・錢物等は、並びに功德使與御史臺及び京兆府に委ねて各おの官を差して點檢して收抽し、諸色人を影占するを容るるを得ず。犯す者の如きは並びに極法に處し、錢物は官に納める」の「諸色人」は一般の人・色々の人、つまり「誰でも(庶民)」と理解する。「影占」は詐称して占有する。唐政府は功德使・御史台と京兆府に委任して、人を派遣して回鶻に属するまたはマニ教寺院に属する邸宅や金銭を点検して回収し、個人が詐称して占有することを許さず、これらの財産を詐取した人は厳しい懲罰に処せられることとなった。この財産には江南地域のマニ教寺院の財産も含まれていたと考える。会昌二年の夏に江南地域のマニ教寺院は一時間閉鎖されて回復を待っていたので、その時には寺院の財産を没収していなかったと考えられる。

「摩尼寺僧は中書・門下に委ねて疏を條ねて聞奏す」はマニ寺にいた僧人のことをひとりひとり分けて書き並べて上奏する、と理解する。

以上の「討回鶻制」によると、莊宅と錢物に関する弾圧政策を守らない際の罰則は明らかに厳しかった。これはマニ教が多く邸宅や金銭を有していたことの証拠であり、しかも唐政府がこれらの財産を重視していたことを意味する。『唐国史補』大摩尼議政(史料五)の「江嶺の西市に商胡の橐」ある者と『新唐書』回鶻上(史料十四)の「摩尼の京師に至り、歳ごとに西市に往來し、商賈頗る囊橐と與に奸を爲す」からみると、マニ教と関連するソグド商人は長い間唐で商売をしていた。マニ教寺院、特に江南地域のソグド人のために建てられたマニ教寺院の内には、ソグド人が保管したり奉納したりした多くの財産が保管されていた可能性が高かったと考えられる。その上、「討回鶻制」の「其の迴紇及び摩尼寺の莊宅・錢物等、並びに功德使と御史臺及び京兆府に委ね、各おの官を差して點檢して收抽し、諸色人の影占するを容るるを得ず。犯す者の如きは並びに極法に處し、錢物は官に納れる」も唐政府のマニ教の財産に対する重視の度合を説明する。先行研究にはすでにマニ教寺院の没収は当時の唐政府に大きな利益をもたらし、それが唐政府をさらに仏教寺院の没収に向かわせることとなったと述べる。マニ教に対する弾圧は唐政府に経済的利益をもたらし、唐政府がそれによってさらに他の外来宗教に対する弾圧を行うようになった、と想定することができる。

「討回鶻制」のほか、『新唐書』回鶻伝下・『大宋僧史略』大秦末尼条と『仏祖統紀』卷五四も会昌三年のマニ教弾圧を記録する。

史料二十八 『新唐書』卷二一七下・列伝一四二下・回鶻下、武宗、会昌二年条

詔回鶻營功德使在二京者悉冠帶之、有司收摩尼書若象燒于道、產質入之官。

二京に在る回鶻營の功德使に詔を發し、功德使の使職は廢されて正規の官に組み入れ、官府は摩尼の經書と像を没収して道で焼き、財産は官府のものにする。

史料二十九 『大宋僧史略』卷下・大秦末尼(原注胡神也。官品令有祿正)、会昌三年条

武宗會昌三年勅。天下摩尼寺並廢入宮。京城女摩尼七十二人死。及在此國迴紇諸摩尼等配流諸道、死者大半。

武宗の会昌三年に、勅を發し、天下の摩尼寺は廢されて官府のものとなった。京城の七十二人の女摩尼が死んだ。唐に在る迴紇の諸摩尼らは諸道に配流され、大半の者が死んだ。

『新唐書』回鶻伝の「有司は摩尼の書若しくは象を收める」の「象」は「像」と通用するので、会昌三年に唐の有司がマニ教の經書

と像を没収して道で（公衆の目の前で）焼いたと考えられる。これは安史の乱以後のマニ教に関する記録の中で、経文に言及する唯一の例である。「悉く之を冠帶す」は「討回鶻制」の「並びに冠帶を勒す」と同じ意味で理解して、長安と洛陽のマニ教修功德使は使職そのものを廃止されて正規の官員の身分を与えられた、と考える。

『大宋僧史略』大秦末尼条の記録から、この時に唐内のマニ教寺院はすべて廃止されて朝廷の所有となり、京城では七十二名の女性マニ教徒が殉教し、全国のマニ教徒は流刑に処されて諸道に送られ、その大半が死亡したことが分かる。『仏祖統紀』巻五四にもほぼ同じ記録が残る。^{〔四三〕} 会昌二年四月から八月の間に唐国内のマニ教徒の人数と状況について二回の点検が行われ、会昌三年二月にもマニ教徒のことを一人ずつ書き並べて上奏したので、ここで詳しく七十二人の女性マニ教徒の殉教が記録されるのも理解できる。

『新唐書』・『大宋僧史略』と『仏祖統紀』の記録には具体的な月は明記されていないが、二月にマニ寺の荘宅と財物が没収されたため、『大宋僧史略』と『仏祖統紀』の記録「天下の摩尼寺を並びに廢して宮に入る」も二月の記録、『新唐書』の「摩尼書若しくは象を収める」も二月の記録であると考えられる。これ以外に、『入唐求法巡礼行記』巻三には会昌三年四月の記録がある。

史料三十 『入唐求法巡礼行記』巻三、会昌三年条

四月中旬、勅下、令煞天下摩尼師。剃髮、令着袈裟、作沙門形而煞之。摩尼師即迴鶻所崇重也。

四月中旬、勅命を發して天下の摩尼師を殺させる。（摩尼師は）髮を剃つて袈裟を着けさせ、沙門の姿で殺される。摩尼師は迴鶻の尊び重んずる者である。

これによれば、会昌三年四月に朝廷から唐の領域内のマニ教徒をすべて殺す勅命が下され、マニ教徒は髮を剃られ、袈裟を着せられ、仏教徒の姿で殺された。『大宋僧史略』大秦末尼条は会昌三年二月に唐の領域内のマニ教徒が流刑に処されたとして、『入唐求法巡礼行記』巻三は会昌三年四月にマニ教徒がすべて殺されたとする。つまり、遅くとも会昌三年四月までにはこの弾圧は完全に終了していた。

唐がそれまで受け入れなかったマニ教の中原地区での布教を許したのは、明らかに回鶻に対する妥協の産物であった。それ故、マニ教寺院に対する処罰は「討回鶻制」に記され、会昌五（八四五）年の景教・祇教に対する処置とは異なっていた。^{〔四四〕} 宗教弾圧というより、

回鶻が唐に残した痕跡を消し去るための政治的・経済的な弾圧であったと考える。

以下の『冊府元龜』にある後唐時代の史料は、唐のマニ教に対する弾圧は主に回鶻に対する弾圧であった、という考えの一つの証拠として挙げ得る。

史料三十一 『冊府元龜』卷九七六・外臣部二二・褒異第三、天成四（九二九）年八月条

癸亥、北京奏葬摩尼和尚。摩尼、回鶻之佛師也、先自本國來。太原少尹李彥圖者、武宗時懷化郡王李思忠之孫也。思忠、本回鶻王子嘸沒斯也、歸國錫姓名。關中大亂之後、彥圖挈其族歸太祖、賜宅一區、宅邊置摩尼院以居之、至是卒。

癸亥、北京は摩尼和尚を葬ることを上奏した。摩尼は回鶻の佛師であり、かつて回鶻本國から来た。太原少尹李彥図は、武宗時の懷化郡王李思忠の孫である。思忠はもともと回鶻の王子嘸沒斯であり、唐に帰順するために姓名を賜った。関中大乱の後、彥圖は家族を伴って太祖（後梁の太祖朱全忠、在位九〇七〜九一二）に帰順した。太祖は彥圖に宅を与え、近くに摩尼院を建立して落着かせた。この時に及んで摩尼和尚が亡くなった。

帰降した嘸沒斯の子孫は依然としてマニ教を信仰していた。この信仰は武宗がマニ教を弾圧した後も続いていたと推測できる。すなわち、特殊な身分である胡人は、武宗の弾圧後もマニ教を信仰することを許されたと考えられる。このことも、唐がマニ教という宗教信仰を禁止したというより、その背後にあった回鶻に打撃を与えたことを示している。

武宗の弾圧後、マニ教は中国史の表舞台から姿を消す一方、民間に深く入り込むこととなった。会昌三年の流刑または死刑から逃れて生き残り、福建省に逃亡した呼祿法師は、現地でマニ教を広めた。^{四五}

回鶻の状況とマニ教の境遇との変化を時間軸で整理すると左の表のようになる。

表 回鶻の状況とマニ教の境遇との時間軸の対比

	マニ教に関する記録	出典・備考	回鶻の状況	出典・備考
763年			牟羽可汗はマニ教を信仰した	『九姓廻鶻可汗碑』
768年	最初の大雲光明寺を置いた	資237・仏41・仏54・大(下)		
771年	江南地域に大雲光明寺を置いた	資237・仏41・仏55・大(下)	長安で横暴な振る舞いをした	旧195
780年			マニ教を支持する牟羽可汗が殺された	旧195・新217(上)
799年	マニ僧と陰陽術士とが共に祈雨した	冊144・会49		
803年			マニ教が回鶻の国教になった	[1]
806年	マニ僧が初めて外交使節として唐に入朝し、マニ教寺院(場所未知)を置いた	新217(上)・資237		
807年	洛陽と太原にマニ教寺院を置いた	冊999・旧14・会49・白40		
813年	外交官としてのマニ僧	旧195・冊999	回鶻の騎兵は唐の辺境に至った	旧195
814年	外交官としてのマニ僧	新170	唐は外交面で回鶻に威厳を示そうとした	新170
821年	外交官としてのマニ僧	旧195		
822年			回鶻が国境で起こした騒乱を阻止するために、唐は回鶻に馬価の代当の絹を与えざるを得なかった	旧195
840年			回鶻国内内乱	新217(下)・会5
842年	マニ教弾圧の準備	会5・会14		
843年	本格的なマニ教弾圧	旧18・会3・新217(下)・大(下)・仏54・入3	東ウイグル帝国の大敗及び太和公主の帰国を確認した	資247・旧18
845年	*景教・祇教が弾圧された	大(下)・仏54		
*会昌中	マニ教を弾圧する時に呼禄法師が福建に逃がれた	『閩書』7		
*929年	*後唐の時に嚙没斯の子孫はマニ教を信仰した	冊976		

注

資：『資治通鑑』

仏：『仏祖統紀』

大：『大宋僧史略』

旧：『旧唐書』

新：『新唐書』

冊：『冊府元龜』

会：『会昌一品集』

白：『白氏長慶集』

入：『入唐求法巡礼行記』

[1] 安部健夫『西ウイグル国史の研究』、中村印刷出版部、一九五五年、二〇七～二一〇頁。

安史の乱以後、回鶻によって中原に再び持ち込まれたマニ教は唐側から見ると、基本的に回鶻の政治的・経済的利益の象徴となった。回鶻の国内が乱れた時期には、漢文史料におけるマニ教に関する記録も中断した。回鶻の大敗が確認されると、唐国内のマニ教も直ちに厳しく弾圧された。要するに、安史の乱以後のマニ教に関する記録にはマニ教の教義に関する内容が少なく、それに反して外交活動に関する記録が多くなった。回鶻が自分の優越的な地位によって唐でマニ教を強力に推進した、という従来の説は正確ではないようである。マニ教は回鶻の支持を得て唐で全力を挙げて布教したわけではなく、回鶻が信仰していた宗教として合法的に認められ、回鶻の政治的・経済的利益の象徴として中原に存在しただけであったと考える。ここに一つ強調しておきたい点がある。即ち、安史の乱以後のマニ教のあり方は、回鶻国内の状況と緊密に結びついていた。唐側はマニ教を一貫して回鶻の政治経済的な利益の象徴と見なしたが、実は九世紀の回鶻の国教化以前においては、マニ教の唐での伝播は牟羽可汗の個人的な願いによるものであった。九世紀以前と九世紀以後とで、中心となる利益集団が異なったため寺院を建立した都市の性質も異なっていた。大暦年間のマニ教寺院は商胡が多くいた江南地域の都市に建立されたのに対し、元和年間のマニ教寺院は政治的・軍事的に重要な洛陽・太原に建立された。

大暦三年に唐で最初の大雲光明寺が建立されたが、場所は不明である。先行研究は最初のマニ教寺院が長安に建立されたと認めているが、漢文史料には大暦三年のマニ教寺院が長安に建てられたことを明記していない。さらに、後の元和元年に建立されたマニ教寺院が長安に建てられた可能性もあると考える。長安のマニ教寺院については、今後より多くの史料の発見とさらなる検討とが必要であろう。元和二年に洛陽と太原に建立されたマニ教寺院の数は明らかではないが、洛陽と太原にはそれぞれに三ヶ所のマニ教寺院が建立された可能性が高いと考える。

注

〔一〕『通典』卷四〇・職官二二・視流内・視從七品、薩宝府祿正の原注

開元二十年七月勅。未摩尼法本是邪見、妄稱佛教、誑惑黎元、宜嚴加禁斷。以其西胡等既是鄉法、當身自行、不須科罪者。

- 〔二〕『大宋僧史略』巻下・大秦末尼には、「(会昌)五年再勅、大秦・穆護火祇等二千餘人並勒還俗。然未根荑、時分蔓衍。」とあり、『仏祖統紀』巻五四・事魔邪党には「(会昌)五年勅。大秦・穆護火祇等二千人、並勒還俗。」とある。大秦は景教を指し、穆護火祇は祇教を指している。
- 〔三〕 E. Chavannes et P. Pelliot, *Un Traité Manichéen retrouvé en Chine* 「中国で発見された摩尼教史料概観」 *Journal Asiatique*, 1911, pp.499-617; 1913, pp.99-109; pp. 261-392* (E. シャヴァンヌ・P. ペリオ著、馮承鈞訳「摩尼教流行中国考」、馮承鈞訳『西域南海史地考証訳叢』第二巻所収、商務印書館、一九九五年五月)。
- 〔四〕 陳垣「摩尼教入中国考」(初出『國學季刊』第一巻第二号、一九二三年一月)、陳智超編『陳垣全集』第二冊所収、安徽大学出版社、二〇一〇年五月。
- 〔五〕 王媛媛『从波斯到中国 摩尼教在中亚和中国的传播』、中華書局、二〇一二年五月、二五一頁。
- 〔六〕 楊富学「回鶻摩尼寺的形成及其功能的異化」、『吐魯番学研究』、二〇一二年第二期、五五頁。
- 〔七〕 王媛媛「唐大曆・元和年間摩尼寺選址原因辨析」、『西域研究』、二〇一一年第三期、三四頁。
- 〔八〕 注七所掲王論文、三七〜三八頁。
- 〔九〕 森安孝夫「シルクロードのウイグル商人」(初出『シルクロード』のウイグル商人—ソグド商人とオルトク商人のあいだ—、『岩波講座 世界歴史 第一巻 中央ユーラシアの統合 九世紀〜十六世紀』、岩波書店、一九九七年)、同氏『東西ウイグルと中央ユーラシア』所収、名古屋大学出版会、二〇一五年二月、四二五頁。
- 〔一〇〕 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究(第三巻)』、鈴木学術財団、一九六四年二月、四九四頁。
- 〔一一〕 森安孝夫・吉田豊「カラバルガスン碑文漢文版の新校訂と訳注」(『内陸アジア言語の研究 XXXIV』、中央ユーラシア学研究会、二〇一九年)の移録文を参照。
- 〔一二〕 『資治通鑑』巻二二二・宝応元年十月条には「回紇人東京」とあり、広徳元年閏月条には「回紇登里可汗歸國」とある。故に牟羽可汗が洛陽にいた時期は宝応元年十月から広徳元年閏月の間である。
- 〔一三〕 現行の『唐会要』巻四九・摩尼寺では、史料二と史料七に相当する記録は見えない。
- 〔一四〕 『唐国史補』は開元から長慶までの制度・社会風俗・逸話などを記す雑記である。著者は李肇。

- 〔二五〕『唐国史補校注』（中華書局、二〇二二年四月）の前言を参照。
- 〔二六〕『大宋僧史略』巻下・大秦末尼条にも「(大曆)六年正月又勅荆・越・洪等州、各置大雲光明寺一所」とある。
- 〔二七〕注七所掲王論文、三四頁。
- 〔二八〕『唐会要』巻四九・摩尼寺には「貞元十五年四月、以久旱、令摩尼師祈雨。」とある。『旧唐書』徳宗下、貞元十五年条には「四月丁丑、以久旱、令陰陽人法術祈雨。」とある。
- 〔二九〕注七所掲王論文、三五頁。
- 〔三〇〕殺された九姓胡に誘われて来た人の人数について、『唐会要』巻九八・迴紇は「三千人」と記録する。他方、『資治通鑑』巻二二六と『新唐書』巻二二七上は『旧唐書』巻一九五と同様に「二千人」と記録する。
- 〔三一〕田坂興道「回紇に於ける摩尼教迫害運動」、『東方學報・東京』一一巻一号、東方文化学院、一九四〇年、二二四頁。
- 〔三二〕「慕闍」はマニ教の一番目の教階であり、「払多誕」はマニ教の二番目の教階である。
- 『摩尼光仏教法儀略』五級儀第四
- 第一、十二慕闍、譯云承法教道者。第二、七十二薩波塞、譯云侍法者、亦號拂多誕。第三、三百六十默奚悉德、譯云法堂主。第四、阿羅緩、譯云一切純善人。第五、褥沙嘑、譯云一切淨信聽者。
- 〔三三〕『閩書』巻七・方域志・泉州府晉江縣一・華表山
- 慕闍、當唐高宗朝、行教中國。至武則天時、慕闍高弟密烏没斯拂多誕復入見。群僧妬譖、互相擊難、則天悅其說、留使課經。
- 吉田豊「唐代におけるマニ教信仰―新出の霞浦資料から見えてくること―」、『唐代史研究』第一九号、二〇一六年八月（宗教と社会）二〇一五年度夏期シンポジウム特集）、二四頁を参考。
- 〔三四〕注五所掲王書、七一頁。
- 〔二五〕林悟殊「回鶻奉摩尼教的社會歴史根源」（初出『世界宗教研究』一九八四年第一期）、同氏『摩尼教及其東漸』、中華書局、一九八七年八月所収、九三頁。
- 〔二六〕『旧唐書』巻二二・本紀二二・徳宗上、建中元年条には「八月甲午、振武軍使張光晟殺領蕃回紇首領突董統等千人、收駝馬千餘、繪錦十萬匹。」とある。

このように、突董は建中元年八月に殺害されたので、本文の記録は建中元年のことと考えられる。

〔二七〕 安部健夫『西ウイグル国史の研究』、中村印刷出版部、一九五五年、二〇七～二一〇頁。

〔二八〕 森安孝夫「増補 ウイグルと吐蕃の北庭争奪戦及びその後の西域情勢について」(初出『アジア文化史論叢三』、山川出版社、一九七九年八月)、注九所掲『東西ウイグルと中央ユーラシア』所収、二四六頁及び注七所掲王論文、三五頁と陳俊謀「頓莫賀與摩尼教」、『新疆社会科学』、一九八五年第六期、六〇頁。

〔二九〕 注七所掲王論文、三五頁及び注二八所掲陳論文、六〇頁。

〔三〇〕 注二五所掲林論文、九七頁。

〔三一〕 『旧唐書』憲宗本紀上の元和二年正月条には「庚子、迴紇請於河南府・太原府置摩尼寺、許之。」とあり、『唐会要』卷四九・摩尼寺には「元和二年正月庚子、迴紇請于河南府・太原府置摩尼寺、許之。」とあるが、寺院の数に関する記述はない。

〔三二〕 『西京新記』卷三には長安の三つの祇祠「朱雀街西之第三街次南曰布政坊……西南隅、胡祇祠(中略)朱雀街西之第四街次南曰醴泉坊……十字街南之東、波斯胡寺。西北隅、祇祠(中略)朱雀街東第五街次南曰普寧坊……西北隅、祇祠」が記され、『長安志』卷第九には「朱雀街東第五街次南靖恭坊。街南之西、祇祠」が記されており、この四つの祇祠は唐に存在した祇祠として広く認められている。

林悟殊氏は「唐代長安火祇大秦寺考辨」(初出『西北史地』一九八七年一月、卓新平・楊富学編『中国西北宗教文献 祇教與民間信仰卷』所収、甘肅民族出版社、二〇一二年、三五頁)で、長安には六つの祇祠があったと主張し、『西京新記』卷三に記録される醴泉坊の波斯胡寺と『西溪叢語』卷上に記録される「至唐貞觀五年、有傳法穆護何祿、將祇教詣闕聞奏、勅令長安崇化坊立祇寺、號大秦寺、又名波斯寺」の寺も唐の祇祠である、としている。〔三三〕 以下の二つの史料と合わせて考える。

『旧唐書』卷三八・志一八・地理一・河南道、河南府

……洛州領河南・洛陽・偃師・鞏・陽城・緱氏・嵩陽・陸渾・伊闕等九縣。(中略)開元元(七一三)年、改洛州爲河南府。

『旧唐書』卷三九・志一九・地理二・河東道、北京太原府

隋爲太原郡。武德元(六一八)年、改爲并州總管、領晉陽・太原・榆次・太谷・祁・陽直・壽陽・孟・樂平・交城・石艾・文水・遼山・平城・烏河・

榆社十六縣。……開元十一（七二三）年、又置北都、改并州爲太原府。

洛陽は河南府に属し、太原は太原府に属した。故に、元和二年の史料に記録する河南府・太原府は「與回鶻可汗書」の東都・太原、すなわち洛陽・太原を指すと考える。

〔三四〕中田美絵「唐代政治史上の会昌の廢仏―ジェンダー秩序・宗教・外来人の視点から―」、『唐代史研究』二〇一八年八月、六四～六五頁。

〔三五〕『冊府元龜』卷九七九には「(元和)十二年、迴鶻又遣摩尼僧寺等八人至、帝使有司計之、禮費約五百萬貫」としている。

〔三六〕『旧唐書』王鐔伝に王鐔は元和九年に「加同平章事」と記録する。故に、史料十九の「帝聞きて之を嘉し、即ち檢校司空に除し、同中書門下平章事たり」は元和九年の事、史料十九全体も元和九年ごろの出来事と推測する。

〔三七〕三点の文書が書かれた時期については、齊会君「九世紀前半の東アジアにおける国際文書の研究」(早稲田大学リポジトリ、学位論文、二〇一九年七月、一〇九頁)を参照。

〔三八〕史料二十七の「制曰」以下の内容は李德裕『会昌一品集』卷三「討回鶻制」の内容である。少しく文字に異同があるが、意味はほぼ同じである。

〔三九〕小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究(第一卷)』鈴木学術財団、一九六四年二月、三七一頁。

〔四〇〕『新唐書』卷四八・志第三八・百官三、崇玄署原注

貞元四(七八八)年、崇玄館罷大學士、後復置左右街大功德使・東都功德使・脩功德使、總僧・尼之籍及功役。

〔四一〕楊富学「論唐與回鶻關係の歴史転折」、『暨南学报(哲学社会科学版)』、二〇一七年第一期、一二〇頁。

〔四二〕陳垣氏によれば、「天下摩尼寺並廢入宮」の「宮」は「官」の誤りである。注四所掲陳論文、一六〇頁を参照。

〔四三〕『仏祖統紀』卷五四・事魔邪党、会昌三年条

会昌三年。勅天下末尼寺並廢。京城女末尼七十二人皆死。在回紇者流之諸道。

〔四四〕会昌五年に唐朝廷は二千人以上の景教徒と祆教徒に還俗を命じた(注二を参照)。それに対して、マニ教徒に関する史料には還俗に関する記録がない。

〔四五〕『閩書』卷七・方域志・泉州府晉江縣一・華表山

会昌中、汰僧、明教在汰中。有呼祿法師者、來入福唐、授侶三山、游方泉郡、卒葬郡北山下。

